頓期資料が堺事件・御用金・市政・産業・港灣・教育關係によつて分類されてをつて、商業都市貿易都市としての特殊等各種の史料が多く盛られてをるから、その文化研究の上に貢獻する所は多大であらう。因に本書の實費頒布は堺市役所及び印刷所東京三秀舍の兩所で取扱ふこの事である。（菊版、第一卷五一三頁、第五卷六七二頁、第六卷九五七頁）〔藤〕

◉古代研究

民俗學篇第一　國文學篇第一

折口信夫著

二書ともに我古代史の研究に對して、新趣の問題を提示してゐる點、近頃の著作中、異彩を放つてゐる大著である。著者は早く日本民俗の研究に着手し、土俗、傳說、鄕土慣習に關する深い興味をもち、其の研究は幾多の雜誌上に發表されてゐた。此書「民俗學篇」にては、日本民俗についての種々の方面が考究せられてゐる。日本の民俗學は尙ほ僅かに其歩を踏み出したばかりである。現時は學界の注意が惹くやうになり、歐米に於ける人類學・社會學・文化史研究の方法考察が採用せられて、從來等閑に附せられた古代の民俗生活の一面が漸く明らかにされ、其價値を見出されんとしてゐる。著者の民俗學研究は獨有の立場と觀點とを鮮明に出してゐる。從つて二著作ともに歐米の民俗學研究に依るよりは、却つてそれ等に依る人を教ゆるところがある。

「民俗學篇」にあつては、「妣が國へ・常世へ」の一章に於て、異鄕意識の起伏を論じ、母權時代の俤や、常世國に關する思想的變遷をこれに考へようとする。「古代生活の研究」には近い時代の「寶船」の考や、「まれびとのおとづれ」として神の來臨を論ずるなど特色がある。「琉球の宗教」には巫女の話が說かれ「最古日本の女性生活の根抵」「鷄鳴と神樂」「髯籠の話」「だいがくの研究」「村々の祭り」「盆踊りと祭屋臺と」などの興味ある問題が揭げられてゐる。

しかし總じて著者の研究は標題の其文字面から直ちに其內容が想像されるのとは違つて、かゝる題目の各々の內にも實は多方面な問題が盛られてゐる。著者の博搜と

研究に氣の多い人の學問に見る複雜な示唆と其興趣の如きものがこゝに窺はれる。表面連絡なく見ゆる事實が說明につれて關聯して來ることが多い。この關聯の展開はたしかに本書の特色であり繙くものをして盡きざる面白味を與へる。諸篇中「水の女」に關聯するもの「信太妻の話」「翁の發生」「花の話」などはその特色をあらはしてゐる。

『國文學篇』には、はじめに「國文學の發生」の一篇がまれびとの研究から始まつて、訪問人の饗應、祝言職、乞食、祖靈の群行などの考證に入つて、古代生活の特殊相を明らかにし、また國文學が律文によつて發生し、それが「かみごと」(神語)にあり、口頭の文章としての敍事詩、語部呪言の展開があるなどをこゝで取扱つてゐる。其他「短歌本質の成立の時代」も幾多の示唆に富んだ論文である。

萬葉集研究も亦著者が長年の研究の一部であつて、近時萬葉集の研究が到るところで唱へられてゐるうちに、本書には、著者獨特の觀察があつて、萬葉集の文化史的研究としても既往の論述に其類を見ないものと言つてよい。日本書と日本紀なども日本の古代の史學思想の一面に觸れた面白い考である。(大岡山書店發行民俗篇價七、〇〇、國文學篇價七、五〇)〔西田〕

●日本法制史論　牧　健二著

著者は國史學と法律學を修めて、今京都大學法學部に日本法制史を講ぜられるがこの學問經歷からして、本書の持つ意義を推定するに困難でない。第一編緒論に、法律家の法制史と歷史家の法制史との乖離を非として、新しい法制史の研究方法を提唱しその理論を實現せんとしてゐる。第二編氏族不文法の時代で法律眼を以て法律の存在を發見するの立場より上代の史料を法の光に浮び上らせて、その生命を見その體系を立てんとする。殊に上代法制の精神に就て究明につとめ成果を擧げてゐる。その特質を求めて義務本位なる點を指出してゐるなど注意を惹く。尙本書につき一二の希望が許されるならば、(一)著者が民族學的人類學的立場に多く顧みなかつたこと、これは多少の參照はなされてゐるが、然し大部分は